アルマティ	カザフスタン	1005.5	22.6	1.0	59	108	3	11
タシケント	ウズベキスタン	1004.6	26.8	0.9	25	182	5	7
バンコク	タ　イ	1006.5	29.2	−0.5	412	254	6	18
クアラルンプール	マレーシア	1008.8	29.2	1.3	120	86	3	8
ニューデリー	イ ン ド	996.7	32.3	−0.9	91	104	4	8
コロンボ	スリランカ	1008.2	28.6	0.6	179	73	−−	14
カ ラ チ	パキスタン	998.7	31.4	−0.3	0	0	3	0
モスクワ	ロ シ ア	1011.9	19.0	2.0	38	47	−−	7
ミンスク	ベラルーシ	1013.2	18.8	2.4	69	79	3	10
キ エ フ	ウクライナ	1012.0	21.1	2.5	132	157	5	11
ヘルシンキ	フィンランド	1012.6	17.4	2.8	42	71	3	8
オ ス ロ	ノルウェー	1010.7	14.9	1.0	114	151	5	14
コペンハーゲン	デンマーク	1014.1	16.8	1.2	53	87	−−	6
ワルシャワ	ポーランド	1014.4	19.0	2.2	49	74	2	10
ベルリン	ド イ ツ	1015.0	19.0	1.6	54	90	−−	8
プ ラ ハ	チ ェ コ	1015.8	17.3	1.2	65	98	3	12
ブカレスト	ルーマニア	1013.0	20.7	−0.2	47	59	2	8
ベオグラード	セルビア	1014.7	22.0	1.1	41	40	1	7
レイキャビク	アイスランド	1014.4	9.2	−0.3	15	35	1	7
ダブリン	アイルランド	1013.7	12.0	−1.4	64	98	−−	14
ロンドン	イギリス	1015.4	15.9	−1.1	84	179	5	13
ルクセンブルク	ルクセンブルク	------	---	---	---	---	−−	−−
パ　リ	フランス	1017.0	17.9	−0.4	112	238	5	15
ウィーン	オーストリア	1015.3	19.8	1.0	113	159	5	10
ジュネーブ	ス イ ス	1016.9	17.8	−0.1	65	76	−−	7
マドリード	スペイン	1013.9	22.8	0.7	29	136	3	4
リスボン	ポルトガル	1017.0	21.2	0.5	8	44	2	1
アンカラ	ト ル コ	1010.4	19.3	−1.1	44	113	4	9
ダマスカス	シ リ ア	1005.4	24.9	−0.1	0	0	−−	0
リ ヤ ド	サウジアラビア	1001.2	36.7	1.4	0	---	−−	0
アスワン	エジプト	1006.9	34.1	0.2	0	---	3	0
チュニス	チュニジア	1016.2	24.5	0.0	5	40	3	2
カサブランカ	モロッコ	------	---	---	---	---	−−	−−
アジスアベバ	エチオピア	1009.7	18.0	1.1	151	114	5	19
バ マ コ	マ　リ	------	---	---	---	---	−−	−−
ダカール	セネガル	1012.7	26.0	0.4	8	70	4	2
ダルエスサラーム	タンザニア	1015.3	24.6	0.2	30	119	−−	6
ケープタウン	南アフリカ	------	13.0	0.2	85	91	3	10
グース	カ ナ ダ	1015.6	10.9	−0.5	60	66	2	10
ホワイトホース	カ ナ ダ	1011.1	12.7	0.4	32	96	4	7
ニューヨーク	アメリカ合衆国	1012.5	22.6	0.2	98	96	5	6
ワシントン	アメリカ合衆国	1013.6	26.0	1.9	43	44	2	6
シ カ ゴ	アメリカ合衆国	1012.6	20.8	0.3	86	99	3	8
サンフランシスコ	アメリカ合衆国	1013.5	15.8	−1.0	38	1226	6	4
モンテレー	メキシコ	1009.5	29.8	1.5	71	139	2	4
キングストン	ジャマイカ	1012.5	27.2	−1.7	372	621	6	12
サンファン	プエルトリコ	1015.3	27.9	−0.3	345	345	6	18
カラカス	ベネズエラ	1011.4	---	---	55	125	4	9
フォルタレザ	ブラジル	1013.2	26.3	0.3	141	84	3	8
リ　マ	ペ ル ー	1014.2	19.5	2.4	0	0	2	0
ロサリオ	アルゼンチン	1017.0	10.4	−0.3	27	108	3	4
ホノルル	ハ ワ イ	1017.9	26.5	−0.4	35	565	5	5
ポンペイ	ミクロネシア	------	27.0	−0.3	485	130	5	−−
コロール	パ ラ オ	------	27.4	−0.4	575	128	5	−−
ナンディ	フィジー	1012.7	24.5	0.7	76	135	4	7
クライストチャーチ	ニュージーランド	------	---	---	---	---	−−	−−
ブリスベーン	オーストラリア	1018.3	14.9	−0.7	---	---	−−	−−
キャンベラ	オーストラリア	1022.2	7.1	0.4	---	---	−−	−−
パ ー ス	オーストラリア	1019.8	14.8	1.1	138	99	2	11
昭和基地	南　極	991.9	−11.7	3.5	---	---	−−	−−

注）------は未入電または欠測を表す。

公　告

諸　事　項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第１号の規定に基づき、平成23年７月13日に戒告の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成23年７月25日

佐賀地方法務局長　石丸　邦彦

記

氏名　小副川孝芳

所属する土地家屋調査士会　佐賀県土地家屋調査士会

登録番号　佐賀第407号

事務所の所在地　佐賀県佐賀市大和町大字尼寺850番地３

違反行為　不十分な現地測量等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年７月25日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年７月５日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社丸高　髙橋　剛　山形県酒田市下安町41－１　国土交通大臣（特－19）第11591号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年６月14日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年７月25日

中部地方整備局長　足立　敏之

１　処分をした年月日　平成23年７月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社小建　小川順一郎　愛知県知多市八幡字樹木164番地１　国土交通大臣許可（般－22）第23767号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　同社は、一般建設業許可の申請に当たり、青森営業所の専任技術者について虚偽の事実を記載し、一般建設業の許可を受けたとして、建設業法第47条第１項第３号及び同法第53条第１項に違反し、刑法第60条により、平成23年４月25日に名古屋簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、平成23年５月11日にその刑が確定している。

このことは、建設業法第29条第１項第２号及び第５号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第８７３号

札幌市東区北43条東16丁目２番25

申立人　ダイアパレス栄町中央管理組合

本籍北海道函館市鍛治１丁目19番、最後の住所札幌市東区北43条東16丁目２番25―901号、死亡の場所北海道札幌市東区、死亡年月日平成21年１月28日、出生の場所北海道函館市、出生年月日昭和34年８月４日、職業不明

被相続人　亡　二本柳　淳

事務所札幌市中央区南１条西10丁目　第２タイムビル７階　諏訪・髙橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中谷　　敦

札幌家庭裁判所

平成２３年（家）第３６１号

札幌市厚別区厚別中央１条２丁目４番17号

申立人　金子　孝子

本籍北海道函館市美原４丁目163番地８、最後の住所函館市美原４丁目14番５号、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日平成23年５月19日、出生の場所樺太敷香郡泊岸村、出生年月日昭和21年９月６日、職業無職

被相続人　亡　福井　　節

函館市美原１丁目27番15号

相続財産管理人　司法書士　石川　博康

函館家庭裁判所